

松江市オリジナル SDGs ロゴマーク使用規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、松江市オリジナル SDGs ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 ロゴマークとは、別紙 1 に定める画像をいう。

（権利の帰属）

第 3 条 ロゴマークの一切の著作権及びそれに付随する権利は、松江市（以下「市」という。）に帰属する。

（使用の目的）

第 4 条 ロゴマークは、松江市民、企業・団体や学校等、オール松江市で SDGs を更に推進・普及啓発していくためのシンボルとして使用するものとする。

（使用の基準）

第 5 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 市の信用や品位を傷つけ、又はイメージを損なう場合
- (2) SDGs の正しい理解の妨げ、又はそのおそれがある場合
- (3) 自己の商標や意匠として登録する等、独占的に使用し、又はそのおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (5) 特定の個人、政党や宗教団体を市が支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (6) 松江市暴力団排除条例（平成 25 年松江市条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合
- (7) その他、松江市長（以下「市長」という。）が不適当と認める場合

（使用の届出）

第 6 条 使用者は、市長に「松江市オリジナル SDGs ロゴマーク使用届」を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市、市議会が使用する場合
- (2) 報道関係機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関が教育目的で使用する場合
- (4) その他、市長が適当と認める場合

(使用可能期間)

第7条 ロゴマークは、原則として「松江市 SDGs 未来都市計画（第一版）」の期間である 2026 年 3 月 31 日まで使用できる。なお、市長に再度「松江市オリジナル SDGs ロゴマーク使用届」を提出することで、引き続きロゴマークを使用することができる。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークを加工したり改変したりしないこと。なお、詳細については別紙2を参照すること。
- (2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと。
- (3) ロゴマークの使用にあたり、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条及び商標法（昭和34年法律第27号）第5条の規定に基づく新たな権利の設定はしてはならない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の取消)

第10条 この規定に反するロゴマークの使用を市が発見した場合、使用者は市の指示に従い、直ちにロゴマークの使用を中止しなければならない。また、使用を中止したことにより使用者に生じた損害等について、市は一切の責任を負わない。

(責任の所在)

第11条 使用者は、ロゴマークの使用により損害、損失及び不利益等（第三者との紛争等を含む。以下「損害等」という。）が生じた場合、その旨を市に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、市は一切の責任を負わない。また、ロゴマークの使用により故意又は過失により市に損害等を与えた場合は、市に賠償しなければならない。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月26日から施行する。

基本形（カラー）



基本形（モノクロ）



横型（カラー）



横型（モノクロ）



文字なし型（カラー）



文字なし型（モノクロ）



※ロゴマークを縮小した際に、文字の視認性が良くない場合は、「文字なし型」を使用してください。